

2025年12月1日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

代表幹事 西岡 修

正森 克也

〒603-8488 京都府京都市北区大北山長谷町5-36

Tel 075-465-5300 Fax 075-465-5301

## 介護保険制度の抜本的見直しと老人福祉施策の拡充を求める要望書

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

いま、介護・生活支援が必要な高齢者と介護する家族等と、高齢者を支える福祉・介護事業者と従事者は、現在と将来の介護保障体制に大きな不安を抱えています。その最大の理由は、支援の量と質を保障する介護従事者のかつてない不足と、介護事業者の倒産・廃業が過去最多を更新し続けていることがあります。

2024年度の1.59%プラスの報酬改定・処遇改善加算の一本化から1年半が経過しました。しかし、食材・光熱費・衛生材料などの物価高騰で介護施設・事業者の経営改善は望めず、介護職員と全産業平均賃金との格差は広がる一方です。「骨太方針2025」で示された、「医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る」「介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組む」との方針が、早期に実現できるよう制度の抜本的改革が求められます。

また、訪問介護の基本報酬引き下げ、テクノロジー活用と「生産性の向上」による人員配置基準の緩和、新型コロナ禍を教訓にしない医療連携の義務化など、事業継続とケアの質の向上に相反する改定は、介護現場に疲弊感・閉塞感を増大させています。さらに次期改定に向け検討されている利用者2割負担の対象拡大、要介護1、2の生活援助等の地域支援事業への移行、居宅ケアプラン有料化、施設の多床室室料の拡大等は利用抑制に直結し、必要な介護サービスが届かない事態を生みかねません。

加えて、介護保険開始から25年が経過し「介護の市場化」が進む中で、介護保険制度では対応できない諸問題により、必要な介護サービスが届かないばかりか人権侵害にもおよぶ深刻な事態を引き起こしています。

介護・生活支援が必要な高齢者の生活と、それを支える福祉・介護事業運営と介護従事者の生活と労働を「持続可能」とするためには、介護保険制度の抜本的な見直しと老人福祉法に基づく施策の拡充が必要です。下記の項目について早急に改善、具体化いただくよう要望いたします。

### 1. 2024年度の介護保険制度・報酬改定について

- (1) 訪問介護事業所は、都市部・地方を問わず、基本報酬引き下げによる経営悪化と担い手不足から事業継続が困難となっています。基本報酬引き下げを撤回し、2026年度臨時改定により少なくとも引き下げ前の単価に戻してください。2024年度報酬引き下げによる減収分を公費で補填してください。
- (2) テクノロジー活用と「生産性の向上」による人員配置基準の緩和は、担い手不足改善の根本的解決にならないばかりか、介護の質を低下させかねません。テクノロジー活用と「生産性の向上」を理由とした人員基準緩和は、特養等介護保険施設での次期改定前の実施を含めて行わないで下さい。

(3) 医療と介護の連携強化は不可欠ですが、施設の自己努力に任せた「連携強化」方針では、必要な医療提供や感染症対応が行えない事態が生じます。施設入居者にも最善の医療を保障するための連携強化方針を示してください。また、医療機関の確保が困難な過疎地域等においては、協力医療機関確保のための支援を行うよう自治体に指導してください。

## 2. 感染症、自然災害発生時の事業継続について

- (1) パンデミックを起こすような感染症や大規模災害に、施設・事業所のBCP策定や訓練、医療機関や地域との連携強化、わずかな加算のみで対応することは困難です。新興感染症や大規模災害発生時の対応を施設の自助努力・連携任せにせず、公的機関と公費によって行ってください。
- (2) 感染症・自然災害発生時のBCP策定・訓練が義務化されましたが、必要性は認識するものの、人手不足や日常業務に追われるなかで、見直し等の時間確保や業務負担が課題となっています。BCP策定・見直し・訓練の実態を把握し、費用補助含めた支援策を具体化してください。

## 3. 2027年度以降の介護保険制度・報酬改定について

- (1) 利用者2割負担の対象拡大、居宅ケアマネジメントへの自己負担導入、要介護1・2の生活援助等サービスの地域支援事業への移行、介護保険施設・多床室の室料負担徴収の対象拡大は行わないでください。
- (2) 複雑な加算方式、加算にかかる事務負担の軽減の見直しを図るとともに、基本報酬を大幅に増額してください。
- (3) 膨大な事務負担のうえに、有効なフィードバックが得られない科学的介護システム（LIFE）とLIFE関連加算は早急に見直し、将来にわたって基本報酬に組み込むことはやめてください。

## 4. 福祉・介護従事者の確保、待遇について

- (1) 福祉・介護従事者の確保に向けた対策を強化してください。
- (2) 全ての福祉・介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げてください。
- (3) 福祉・介護従事者の待遇改善は、稼働率に連動する加算方式ではなく、基本報酬の増額により行ってください。
- (4) サービスの質向上や職員待遇に充てられるべき報酬から有料職業紹介業者に高額な紹介手数料が支払われ、福祉・介護事業者の経営を圧迫しています。紹介手数料の上限や返還方法への規制が確実に行われるよう指導を強化してください。

## 5. 物価高騰・各種制度の変更に伴う対応について

- (1) 物価高騰、社会保険制度の改定、最低賃金の引き上げなどによる支出増は、2024年度報酬改定率では対応できません。このままでは地域に根差した介護事業者の倒産・廃業は増加するばかりです。事業の平均収支差率にもとづく3年ごとの改定ではなく、最低賃金や物価の上昇に応じてスライドする報酬の仕組みや、制度変更に対応し年度を遡り1年ごとに改定を行うなど、報酬改定の仕組みを見直して下さい。

## 6. 介護保険財源にかかる公費負担について

- (1) 保険料・利用者負担増や高額介護サービス費引き上げ、介護サービスの地域支援事業への移行等の給付削減など、現在の介護保険制度の枠組みは限界に達しています。また保険外サービスの拡大は経済力による介護格差を広げます。新たな利用者負担・保険料引き上げを行うことなく、介護サービスが安定して提供できる財政構造への転換が必要です。制度における公費負担割合を50%にすることを目指し、段階的に引き上げてください。

## 7. 老人福祉施設について

### 【特別養護老人ホーム】

- (1) 特別養護老人ホームには、要介護度に関わらず老人福祉施設として高齢者の生活を保障する機能があります。特別養護老人ホームの入所要件を要介護1以上に戻してください。
- (2) 日常生活継続支援加算の重度要介護等の要件は、新規入居者ではなく既入居者にかかる要件とし、少なくとも2015年以前の要件に戻してください。
- (3) 補足給付は社会福祉施設の低所得者対策としての性格があり、介護保険財源で賄うのではなく、一般会計を財源としてください。また、所得要件は個人を対象とし、資産要件は廃止してください。

### 【養護老人ホーム、軽費・ケアハウス】

- (1) 養護老人ホームは、「措置控え」による定員割れが深刻です。預金状況のみを理由とした「措置はがし」の事例も報告されています。経済的・環境的に在宅生活が困難な高齢者へのセーフティネットの役割を果たせるよう、「措置控え」「措置はがし」をやめ、必要な高齢者には速やかに措置を行うよう自治体に求めてください。
- (2) 一部改定はあったものの、養護老人ホームの措置費補助金、軽費・ケアハウスの事務費補助金と生活費は、低い水準のままであり、厳しい運営状況が続いています。利用者の重度化や物価高騰・各種制度改定に適切に対応できるよう、補助金の引き上げを早急に行ってください。軽費・ケアハウスの生活費は利用者負担の増額ではなく公費の増額を行ってください。
- (3) 国の責任で、全ての養護・ケアハウス職員の処遇改善を介護保険事業と同じ水準で早急に行うとともに、すべての自治体で民間施設等給与改善費の実施と加算率の引き上げがおこなえるよう新たな仕組みを作り、強く指導して下さい。

### 【老人福祉施設の大型修繕について】

- (1) 貧困や虐待等による生活困難への対応、災害時の福祉支援体制を担う老人福祉施設の老朽化対応・大規模修繕にかかる補助金を創設してください。

## 8. 高齢者の生活と介護を守る老人福祉策の拡充について

- (1) 高齢者をめぐっては、介護保険制度では対応できない多様な諸問題があり、制度改定や「介護の市場化」の影響による新たな問題も起こっています。
  - ・貧困や虐待への対応、介護者や認定申請や支援を望まない人などへの支援の必要性
  - ・中山間地域等過疎地域での、訪問介護事業所がゼロの自治体の増加、特別養護老人ホーム待機者の減少及び要介護1, 2の入所者増加による経営悪化
  - ・サ高住や有料老人ホームなどでの、突然の倒産や職員の対象退職による要介護高齢者の放置、囲い込みによる過剰なサービス提供等、人権侵害や利用者本位ではないサービス提供実態の顕在化

これらの諸問題に対しては、社会福祉法人の社会公益活動だけに解決を求めず、また問題が深刻化してから規制を行うのではなく、国の責任で老人福祉施策の拡充を進めてください。